通所介護及び介護予防通所介護の運営規定

　　　　　　　ベストライフデイサービスセンター近江八幡運営規定

(事業の目的)

1. ベストライフデイサービスセンター近江八幡(以下、事業所という。)が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下、「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防通所介護にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

1. 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介護及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

　　２　指定介護予防通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

　　３　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称な等)

1. 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　　ベストライフデイサービスセンター近江八幡

二　所在地　滋賀県近江八幡市白鳥町

(職員の職種、員数及び勤務の内容)

1. 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一　管理者　　　　　　1名(常勤　機能訓練指導員と兼務)

　　　管理者は、従業員の管理、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用申し込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二　機能訓練指導員　　2名(常勤２名、管理者と兼務1名、生活相談員と兼務1名、

非常勤1名)

　　　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の衰退を防止するための訓練を行う。

　　　　　　　　　三　生活相談員　　　　２名(常勤１名　機能訓練指導員と兼務、非常勤１名

職員と兼務)

　　　　　　　生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練、及び相談支援等の生活指導を行う。

　　　四　介護職員　　　　　２名(常勤１名、非常勤1名　)

　　　　　　介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行う。

(営業日及び営業時間)

1. 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一　営業日は毎週月曜日から土曜日とする。

　　但し、12月30日から1月3日は休日とする。

二　営業時間は午前8時30分から午後５時30分までとする。

　　但し、上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。

三　サービス提供時間　午前9時30から午後3時45分までとする。

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員)

1. 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員は１０名とする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

1. 事業の内容は下記に揚げるとおりとし、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額、及び当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

一　生活指導、相談援助

二　健康チェック

三　機能訓練

四　食事の提供

五　入浴介助

六　レクリエーション

七　送迎

　　２　　前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

　　　一　食費は、５５０　円を徴収する。

　　　二　オムツ代　実費

　　　三　教材・娯楽費　実費

　　　四　日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費を徴収する。

　　３　　前項に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意をする旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

　　４　通常の事業の、実施地域以外への送迎は無料とする。

(通常の事業の実施地域)

1. 通常の事業の実施地域は、近江八幡市、竜王町、野洲市の区域とする。但し、その他の地域については相談の上、対応する。

(サービス拒否の禁止)

1. 事業所は、正当な理由なく指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供を拒むことができないものとする。

(サービス提供困難者への対応)

1. 事業所は、利用者にたいし、適切な指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供が困難であると認める場合においては、利用者の希望が尊重されるために必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格などの確認)

1. 事業所は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者の資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定申請に係る援助)

1. 事業所は、要介護認定を受けていない者から利用申請があった時は、要介護認定を受けるために必要な援助を行うものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

1. 事業所は法定代理受領サービスを受けることができない者から利用申請があった時には、法定代理受領サービスを受けるために必要な援助を行うものとする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

1. 事業所は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供に際して、利用者及びその家族にたいし、利用時間、サービス内容、利用料、送迎、機能訓練室利用時の注意事項等、その他当該指定通所介護及び介護予防通所介護のサービス利用に関する留意事項を重要事項説明書及び契約書に明記し、利用者及びその家族に説明するものとする。

　　２　利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

　　3　利用者は事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反した仕様により事業所に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

　　4　事業所は、利用者の過失により、利用者の心身等に被った被害に対しては、損害を疎んじることができるものとする。

(指定通所介護及び指定介護予防通所介護利用契約の締結について)

1. 指定通所介護及び指定介護予防通所介護を利用しようとする者とは、「通所介護サービス契約書」「介護予防通所介護サービス契約書」(別紙)により利用契約を締結するものとする。

(通所介護計画書及び介護予防通所介護計画書の作成及び変更)

1. 事業所は、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標を達成するための、具体的なサービス内容等を定めた通所介護及び介護予防通所介護計画書を作成しなければならない。

　　２　前項の計画書は、既に居宅サービス計画書が作成されている場合においては、当該計画に沿って作成されるものとする。

　　３　事業所、通所介護計画及び介護予防通所介護計画実施中においても、必要に応じて当該通所介護計画及び介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。また、変更の必要が生じた際には、必要な援助を行うものとする。

 (緊急時等における対応方法)

1. 生活相談員等は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

1. 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行うものとする。
2. 虐待の防止の措置に関する事項

　　１　虐待防止検討委員会を措置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

　　２　虐待の防止のための指針を整備する。

　　３　従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。

　　４　虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

　　５　虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに再発防止策を講じる。

(その他運営についての留意事項)

1. 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための定期的な研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

　　２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

　　３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

　　４　事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。

　　５　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はベストライフ株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　附　則

　この規定は、令和６年４月1日から施行する。